

大阪国道事務所管内  
道路照明施設整備等 P F I 事業

事業者選定基準

令和 7 年 9 月

国土交通省近畿地方整備局

# — 目 次 —

<b>第 1 章 事業者選定基準の位置づけ</b> .....	<b>1</b>
<b>第 2 章 事業者決定の方法</b> .....	<b>1</b>
1. 事業者選定の概要.....	1
2. 事業者選定の体制.....	1
<b>第 3 章 審査の手順</b> .....	<b>2</b>
<b>第 4 章 第一次審査</b> .....	<b>3</b>
<b>第 5 章 第二次審査</b> .....	<b>3</b>
1. 第二次審査の手順及び方法.....	3
(1) 事業提案審査.....	3
(2) 開札.....	4
(3) 総合評価.....	4
2. 事業提案の位置づけ.....	4
(1) 加算点項目における評価内容.....	4
3. 事業提案の審査方法.....	4
(1) 共通事項.....	4
(2) 基礎審査.....	4
(3) 加算点評価.....	5
<b>第 6 章 加算点項目</b> .....	<b>5</b>
<b>第 7 章 総合評価における評価値の算定方法</b> .....	<b>11</b>

---

## 第1章 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準は、国土交通省近畿地方整備局（以下「近畿地方整備局」という。）が落札者を決定するにあたって、もっとも優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

## 第2章 事業者決定の方法

### 1. 事業者選定の概要

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）には、PFIや施設の整備及び維持補修等の専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は、第二次審査に進むための競争参加希望者の資格及び実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

第一次審査における審査結果は、第二次審査のための提案を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

### 2. 事業者選定の体制

近畿地方整備局が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等PFI事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置する。有識者委員会は、各応募者からの提案に対する評価案を近畿地方整備局に報告し、近畿地方整備局はこれを受けて、事業者選定を実施する。

有識者委員会の構成は以下のとおりである。

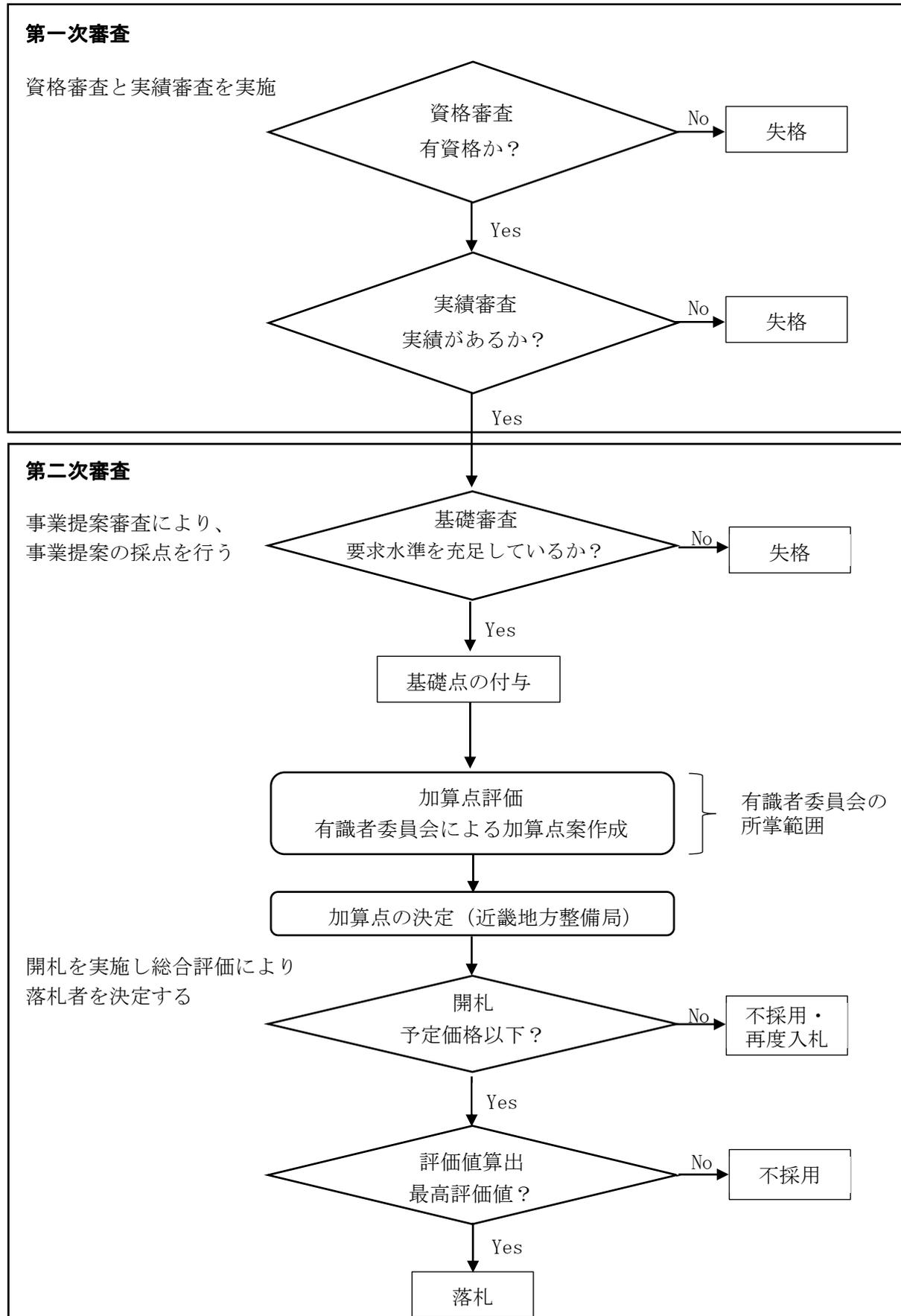
有識者委員会 委員

甲斐 良隆	京都情報大学院大学 教授
鶴田 浩章	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授
西嶋 淳	大阪商業大学 経済学部 経済学科 教授
松島 格也	京都大学 防災研究所 特定教授

(五十音順・敬称略)

### 第3章 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。



---

## 第4章 第一次審査

第二次審査のための提案等を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

第一次審査では、応募者が入札説明書等に示す資格要件及び実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

## 第5章 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、応募者の提案内容等を審査するものである。

### 1. 第二次審査の手順及び方法

#### (1) 事業提案審査

応募者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に、要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

##### ア 基礎審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を充足しない場合は失格とし、それ以外の事業提案は合格とする。

合格者には、基礎点 600 点を付与する。

なお、要求水準とは「大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業に関する要求水準書」に定める要求水準をいう。

##### イ 加算点評価

事業提案で提案された各項目について、以下に示す評価基準に基づき、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で 400 点満点とし、各提案項目の詳細は、第 6 章に示す。

##### (ア) 有識者委員会における加算点案作成

有識者委員会において、第 6 章に示す提案項目の内容について優れた提案がされているかを、各委員が審査し、評価基準に基づいて各提案の採点を行う。有識者委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、とりまとめ、加算点案を作成し、近畿地方整備局に提出する。なお、有識者委員会は、民間事業者に対してヒアリングを実施し、提案内容を確認する場合がある。

##### (イ) 近畿地方整備局による加算点の決定

近畿地方整備局は、有識者委員会による加算点案の報告を受け、当該加算点案を基に加算点を決定し、上記ア基礎審査で付与された基礎点に加算し、内容点を決定する。

---

## (2) 開札

### ア 入札価格の確認

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。全ての応募者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

## (3) 総合評価

### ア 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した応募者それぞれについて、前記(1)の事業提案審査による提案の内容点及び前記(2)の入札価格をもとに第7章に示す総合評価を実施し、落札者を決定する。なお、評価値が同じ場合には、くじにより落札者を決定する。

### イ 評価内容の公表

近畿地方整備局は、落札者を決定した後、有識者委員会の議事内容を参考に加算点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

## 2. 事業提案の位置づけ

落札者の提示した事業提案は、事業者との事業契約書にその内容が反映されるとともに、事業者はこれを履行しなければならない。また、ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問への回答も同様とする。

総合評価落札方式においては、事業提案が入札書の一部を構成するため、以下の範囲について契約上の拘束力を有する。

### (1) 加算点項目における評価内容

加算点項目は、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加算点項目の評価基準に合致すると判断されたことにより、得点が付与される。このため加算点項目における評価内容は、近畿地方整備局及び落札者が協議により実施方法を明確化し、契約締結時の要求水準とする。

## 3. 事業提案の審査方法

### (1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。図・表あるいはイメージ図等(以下「図面等」という。)は、文章による記載内容の妥当性・実現性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

### (2) 基礎審査

事業提案の内容が要求水準を充足しないことがないかを、要求水準書等をもとに審査する。なお、提案書類の様式、提案において求める記載事項は、「様式集及び記載要領」(入札説明書添付3)に示す。

事業提案は、近畿地方整備局が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。近畿地方整備局は、事業提案について、内容が妥当であり、

当該提案に従って事業を実施すれば要求水準を充足させることが可能であると判断できる場合に、これを充足するものと判断する。

### (3) 加算点評価

#### ア 評価の概要

基礎審査で合格とされた事業提案について、近畿地方整備局が重視する加算点項目について、優れた内容であるかどうかの評価を行う。評価基準は加算点項目ごとに設定され、また各加算点項目には配点が付される。

加算点項目の評価基準及び配点は第6章に記載する。

#### イ 評価（採点）方法

加算点項目ごとに、各評価基準に基づき、「段階評価」を行う。

- ① 評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、要求水準を満たしていれば0点、要求水準を超え、よりよい提案がなされている場合に加算点を段階的に付与する。
- ② 評価ランクについては、A、B、C、D、Eの5段階評価を基本とする。

#### 5段階評価の評価ランク、評価内容及び点数化の方法

評価ランク	評価内容	得点割合
A	特に秀でて優れている	配点×100%
B	秀でて優れている	配点×75%
C	優れている	配点×50%
D	わずかに優れている	配点×25%
E	優れてはいない	配点×0%

※「優れている」とは、「的確性」「実現性」「独創性」等を着目点として評価する。

## 第6章 加算点項目

加算点項目は以下のとおりである。各加算点項目は、対応する様式によってのみ評価を行う。

#### 事業実施体制及び技術力に関する評価

内容点項目	配点
I 実施方針及び実施体制	45
II 資金調達及び収支計画	50
III 維持補修業務計画	140
IV 取替工事業務計画	140
計	375

#### その他に関する評価

内容点項目	配点
V その他	25
計	25

I 実施方針及び実施体制

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		対応 様式
事業の 実施方針 ・ 実施体制	事業を実施する上での目標及び重視する点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の実施を通じた社会的貢献の観点から、事業を取り巻く社会・経済的要請に適切に応えうる実施方針・目標となっているか。</li> <li>・ 実施体制（各構成員の役割・連携等）と契約スキームが整合しており、事業履行の確実性が高い提案となっているか。</li> </ul>	15 (3.8)	45 (11.3)	B-1
	事業全体のマネジメント方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な事態を想定した体制が検討されているか。</li> <li>・ 事業期間全体を通して効率的な事業実施のノウハウを継承する取組として近畿地方整備局との円滑で的確な意思疎通が図られるような体制が検討されているか。</li> <li>・ 本事業の実施にあたり、各業務段階における安全対策や環境対策を持続的に実施する適格な体制が構築されているか。</li> </ul>	15 (3.8)		B-2
リスク 管理 ・ 対応	各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者（SPC）及び各構成員間のリスク分担に対する考え方が明快であり、考え方に対応したリスク分担内容となっているか。</li> <li>・ 各種リスクへの対応が具体的で、本事業の安定性・継続性の向上や近畿地方整備局の負担軽減などの効果が見込まれるか。</li> <li>・ 近畿地方整備局が負担する増加費用を抑制する方策が提案されているか。</li> </ul>	15 (3.8)		B-3

## II 資金調達及び収支計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		対応 様式
資金調達 計画	資金調達・償還 計画・収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の内容を十分に考慮し、事業の安定性確保のための十分な資金が設定されているか。</li> <li>・ 提案された SPC への出資額が確実に調達できるか。</li> <li>・ 事業の進捗や構成員等への支払い等の条件に対応した、より明確な資金調達条件・債務償還の条件が示されているか。</li> </ul>	10 (2.5)	50 (12.5)	B-4
	事業を安定的 に継続するた めの予備的資 金の確保、資金 不足時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取替工事業務期間中の資金調達に関して、金利支払い及び金利変動リスクに対する対策が講じられているか。</li> <li>・ 不測の事態に対応するために実効性の高い資金手当が見込まれているか。</li> <li>・ 事業の安定的継続性が見込まれる資金調達方策が講じられているか。</li> </ul>	15 (3.8)		B-5
財務・ 資金管理	事業安定性確 保のための財 務上のモニタ リング方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務面での自己監視を徹底する体制・手法が提案されており、事業の継続に向けて経理上の独立性を確保したより適切で効果的なモニタリング手法となっているか。</li> <li>・ 近畿地方整備局等の財務モニタリングが簡便かつ効果的に実施できるような協力方法が提案されているか。</li> </ul>	25 (6.3)		B-6

### Ⅲ 維持補修業務計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		対応 様式
点検業務 計画	経年劣化や破損等の早期発見や、性能維持を目的とした点検及び現地作業についての方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業エリアに存する対象道路照明の経年劣化や破損等を、早期に発見できるような提案がされているか。</li> <li>・ 道路照明の性能維持を目的とした的確な現地作業の提案がされているか。</li> <li>・ 非常時・災害時における配慮が優れているか。</li> </ul>	30 (7.5)	140 (35.0)	C-1
補修工事 計画	補修工事を実施する場合の、具体的な施工計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事材料を迅速に調達するための方法が提案されているか。</li> <li>・ 工事材料や施工品質の確保に関する具体的な提案があるか。</li> <li>・ 事故等の非常時に、迅速に対応できる体制が構築されているか。</li> <li>・ 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術等の有用な新技術を活用する提案があるか。</li> </ul>	60 (15.0)		C-2
道路照明台帳更新 ・ 管理計画	台帳管理における効率化の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補修工事等の管理で作成した電子データ等を効率よく活用した台帳の更新・管理方法の提案があるか。</li> <li>・ ICTの活用等、最新の台帳データを近畿地方整備局と共有し、迅速に更新できる方策が提案されているか。</li> </ul>	30 (7.5)		C-3
地元企業の 採用	地元企業の採用についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員に地元企業（本店、支店又は営業所が大阪府内にある企業）が含まれている、あるいは再委託先等として地元企業を具体的に採用することが確認でき、かつ事業対象エリアを効率よくカバーできる体制が確認できる場合に加点する。</li> </ul> <p>※本項目は5段階評価とせず、評価基準を満たす場合は満点、満たさない場合は0点とする。</p>	20 (5.0)		

IV 取替工事業務計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		対応 様式
事前調査業務計画	施工段階の手戻りを最小化する調査の具体的な提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況施設を確実に把握する方法・手順等の具体的な提案がされているか。</li> <li>・ 調査結果を近畿地方整備局と迅速に共有し、協議できる体制が構築されているか。</li> <li>・ 調査時の安全対策が具体的に提案されているか。</li> </ul>	30 (7.5)	140 (35.0)	D-1
LED 照明 選定・調達 計画	器材の品質の確保と工程に適合するための具体的な提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 器材の仕様等の近畿地方整備局による事前確認や設置完了後の性能確認が確実にかつ迅速に行える体制が構築されているか。</li> <li>・ 工事工程に影響を与えることがないように、タイムリーな器材の供給が可能か。</li> </ul>	30 (7.5)		D-2
取替工事 計画	工事における品質確保及び安全性確保及び周辺交通への影響抑制についての方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の遅れにつながる問題点と工期を短縮する具体的な方策が提案されているか。</li> <li>・ 部分引渡しの提案があるか。引渡し（所有権移転）までの間の保守作業の具体的な提案があるか。</li> <li>・ 品質確保と施工体制に関する提案が優れたものとなっているとともに、これらを確認できる実績及び根拠等の資料が示されているか。</li> <li>・ 施工時の適切な安全対策が提案されているか。</li> <li>・ 車道及び歩道の交通規制において、安全で効率的な配慮がなされているか。</li> <li>・ 周辺居住者、道路利用者、周辺都市基盤等の周辺環境への施工上の配慮がされているか。</li> <li>・ 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術等の有用な新技術を活用する提案があるか。</li> </ul>	45 (11.3)		D-3
廃棄物処理 計画	廃棄物処理に係る具体的な計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄灯具等の処分先が具体的に提案されており、確実な受入が確認できるか。</li> </ul> <p>※本項目は5段階評価とせず、評価基準を満たす場合は満点、満たさない場合は0点とする。</p>	15 (3.8)		
地元企業の 採用	地元企業の採用についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員に地元企業（本店、支店又は営業所が大阪府内にある企業）が含まれている、あるいは再委託先等として地元企業を具体的に採用することが確認でき、かつ事業対象エリアを効率よくカバーできる体制が確認できる場合に加点する。</li> </ul> <p>※本項目は5段階評価とせず、評価基準を満たす場合は満点、満たさない場合は0点とする。</p>	20 (5.0)		

V その他

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		対応 様式
賃上げの 実施	賃上げ実施 の表明	<p>【大企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和8年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。</li> </ul> <p>【中小企業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和8年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。</li> </ul> <p>※代表企業及び全ての構成企業が賃上げを表明している場合に限り満点とする。</p>	20 (5.0)	20 (5.0)	E-1
ワーク・ ライフ・ バランス	ワーク・ライ フ・バランス 等推進企業の 認定	<p>次に掲げるいずれかの認定を受けていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし認定企業)</li> <li>次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん: H28年度末までの基準、くるみん: H29~R3年度の基準、プラチナくるみん・くるみん: R4年度以降の基準の認定企業)</li> <li>若年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)</li> </ul> <p>※代表企業及び全ての構成企業がいずれかの認定を受けている場合に限り満点とする。</p>	5 (1.3)	5 (1.3)	E-2

※本項目は5段階評価とせず、評価基準を満たす場合は満点、満たさない場合は0点とする。

---

## 第7章 総合評価における評価値の算定方法

入札価格及び提案内容の評価結果（内容点）に基づき、以下の計算式で評価値を算定して事業提案の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

$$\text{評価値} = \text{内容点} \times \left\{ 1 - \frac{1}{0.4} \times \left[ \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - 0.6 \right] \right\}$$

$$\text{内容点} = \text{基礎点} + \text{加算点}$$

$$\text{基礎点} : \text{加算点} = 600 \text{点} : 400 \text{点}$$

$$\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} < 0.6 \text{ の場合は、} \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} = 0.6 \text{ として計算する。}$$